

マイナンバーニュース No.11

マイナンバーカードの交付が始まっています

マイナンバーカードを受け取るには申請が必要です。市では、交付準備ができた方に、マイナンバーカード交付通知はがきを送付しています。

現在、申請から通知はがきが申請者に届くまでは、1か月ほどかかります。お手元に通知はがきがある方は、通知の内容(マイナンバーカード電話予約のお知らせ)を確認し、早目に交付の電話予約をお願いします。

なお、通知はがきにはマイナンバーカードの交付期日を記載してありますが、期日を過ぎてもマイナンバーカードの交付を受けることができます。ただし、転出された方や死亡された方のカード、

外国籍住民の方で在留期間満了日を経過している方のカードは、交付できません。

■マイナンバーカード交付予約連絡先 ☎ 555-1111 ⑩ 106

問合せ 「通知カード」「マイナンバーカード」について：市民課受付係⑩121 / マイナンバー制度について：総務課法制係⑩347



ものづくり企業の取り組みを支援!

羽村市ものづくり企業立地継続支援事業 第2回募集

市内には、製造業が多く立地し、市の重要な産業の1つとなっています。工場と住宅の調和を進め、企業が継続的に市内で操業できるように、企業が行う防音・防臭・防振などの改修や工場の移転に対し費用を助成します。

対象 都内に本社などがある中小企業

助成対象事業

- ①市内の工場の防音・防臭・防振などの改修事業(新増築は含まない)、改修に伴う一時移転事業
- ②市内へ工場を移転させる場合の機械などの輸送・設置

置事業、移転先工場の改修

※いずれも新増築は対象外

助成率：上限額 対象経費の4分の3、上限375万円(下限100万円)

※この事業は、東京都の「都内ものづくり企業立地継続支援事業」の支援を受け、市の助成のうち3分の2に東京都からの財源をあてます。

申請期限 8月5日(金)

問合せ 産業振興課商工観光係⑩658

放射線量の測定結果

▼定点(富士見公園)の放射線量測定結果
単位：μsv/h (マイクロシーベルト/時間)

測定日	天候	測定高さ(地上から)		
		5 cm	50 cm	1 m
6月8日(水)	晴れ	0.052	0.050	0.057

国際放射線防護委員会の2007年勧告によると、一般の人(子ども含む)が1年間に浴びる放射線量の限度は、1,000マイクロシーベルトとされています。時間あたりに換算すると0.23マイクロシーベルト/時間となり、それ以下であれば、健康に影響を及ぼすレベルではないと言われています。※測定方法・時間など詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 環境保全課環境保全係⑩226

羽村市水道水の放射性物質測定結果

採水日時	検査項目(単位：ベクレル/kg)	
	放射性セシウム134	放射性セシウム137
6月14日(火) 午前9時25分	不検出 検出限界値(0.1)	不検出 検出限界値(0.2)
目標値(※1)	10	

※1…国が定めた目標値(放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計値)

※不検出とは、()内の検出限界値以下であることを表します。

※検出限界値は、検査機関の周辺環境や測定器の性能、検査物質によって異なります。

※測定方法など詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269

羽村市での創業を応援します

創業支援補助金制度を創設しました！

市では、羽村市での創業を応援するため創業に要する経費の一部を補助します。羽村市の新たな産業需要および雇用の創出を促進し、市の産業の振興および活性化を図ることを目的とした補助制度です。

補助対象者 市内で新たに創業する方、または第二創業を行う方

※創業後3年未満の方も対象

※第二創業とは、事業承継後3年未満の方、または平成29年2月末日までの間に事業承継を行う予定で、業態転換や新事業・新分野進出を行う方。

助成対象事業

- (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成などに係る経費
 - (2) 事業所等借入費
 - (3) 設備費
 - (4) マーケティング調査費
 - (5) 広報費
- 助成率・上限額** 対象経費の2分の1、上限50万円
- 申請期限** 8月10日(水)
- 採択件数** 2件(予定)
- 審査方法** 次のポイントから書類審査および面接審査を行います。
- 事業の実現可能性(経営理念や戦略は明確か、事業計画・事業規模は妥当か、申請者の熱意)

○事業の獨創性(新規性・獨創性はあるか、自社の強みは明確か)

○事業の収益性(資金の調達、売上げ計画、利益計画は妥当か)

○事業の継続性(事業の継続性、地域経済への波及度はあるか)

○羽村市らしさ(まち・ひと・しごと創生計画に基づく視点があるか)：

若い世代にとって魅力ある事業計画であるか、交流・定住促進、子育てなどに重点を置いているか

※申請者が市内在住、20・30代、女性のいずれかに該当する場合は加点点評値となります。

交付決定時期 8月下旬(予定)

※採択者は10月1日(土)に開催する創業支援セミナーで事例発表をしていただきます。

★創業支援コーディネーターへ相談してください

創業支援コーディネーターが申請のための事業計画書作成の手伝いをします。創業支援コーディネーターのスケジュールは市公式サイトをご覧ください。

問合せ 産業振興課商工観光係(内)659

広報はむらに写っている写真をプレゼント

いつも「広報はむら」をご覧いただきありがとうございます。

表紙や記事中の写真に、あなたが写っていたら連絡してください。ご希望の方には、掲載した写真を無料で差し上げます。

撮影にご協力をお願いします

撮影を行う広報職員は、施設管理者やイベント主催者などに承諾を得て、広報紙などへの掲載を目的として腕章を着けて撮影を行っています。

撮影現場では、口頭による撮影了承確認は行いませんが、万が一撮影されたくない場合は、撮影している職員まで申し出てください。

※広報紙は、PDF版を市公式サイトにも掲載しています。

問合せ 広報広聴課広報係(内)337

ゆとりぎからのお知らせ

公共施設予約システムの停止

8月1日(月)は休館日と重なるため、公共施設予約システムを停止します。
随時予約申込みのできない期間
8月1日(月)午前0時～2日(火)午前9時

予約内容照会のできない期間

7月31日(日)午後5時～8月2日(火)午前8時40分

抽選結果発表

8月2日(火)午前8時40分
※スポーツセンター・公園施設も同様です。

学習の場開放

ゆとりぎでは、夏休み期間に、青少年の学習の場所として創作室を開放します。

期間 7月21日(木)～8月26日(金)

時間 午前9時～午後5時(正午から午後1時は閉室します。)

※一般利用により開放できない日もあります。当日の状況はゆとりぎまで問い合わせてください。

問合せ ゆとりぎ ☎57010707

